

第1章 計画策定にあたって

1-1 計画策定の背景

1-2 計画策定の目的

1-3 計画の位置づけ

第1章 計画策定にあたって

1-1 計画策定の背景

本市では、過去に昭和 61 年 8 月 5 日の台風 10 号（8.5 水害）、近年では令和元年の東日本台風の影響により市内各地で大きな被害が発生いたしました。水害発生以降は、国・県・市のそれぞれが河川整備や下水道（雨水）整備等の浸水対策を個々の計画に基づき実施したことで、本市の治水安全度は徐々に向上し、再度災害の軽減が図られてきました。

しかし、近年は気候変動に伴う降雨量の増加や局所的かつ短時間の豪雨（ゲリラ豪雨）により、全国各地で水災害が激甚化・頻発化しており、本市においても、平成 29 年 7 月 28 日には過去最大の 1 時間降水量（71.0mm/h）の豪雨による浸水被害が発生するなど、ゲリラ豪雨による被害も発生しています。

気候変動に伴う降雨量や大雨の発生頻度の増加は、今後、更に懸念されることに加え、宅地化が進んだことにより、雨水を浸透や一時的に貯留させることのできる農地等の土地が減少し雨水の流出量が増加するなど、「都市型水害（P3 参照）」のリスク増加についても早急な対応が求められています。

これらに対応するために、流域全体で河川の整備だけでなく、下水道の雨水渠整備や流出抑制施設の設置などさまざまな対策を組み合わせる行う従来の総合治水対策に加え、「流域治水の考え方（P2 参照）」を取り入れ、もう一段レベルアップした総合治水計画として、気候変動の影響による降雨の変化も踏まえ、これからも進むと見込まれている水災害の激甚化・頻発化に対して、流域に関わるあらゆる関係者が共創し、計画的に浸水対策を行う必要があります。

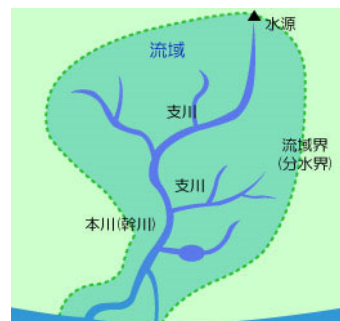


図 1-1 流域のイメージ

1-2 計画策定の目的

上記の背景を踏まえ、課題に早急に対応していくために、「河川の氾濫をできるだけ防ぎ、浸水被害による人命の確保と社会的影響を最小限に抑制すること」が重要です。

気候変動の影響による想定を超える豪雨発生の懸念に対し、行政の対応だけでは限界があり、被害が生じている市民・事業者ばかりでなく、その流域内の市民・事業者の共通理解のもとに、共創して浸水対策に取り組むことが必要不可欠です。

さまざまな浸水対策のうち、雨水を流す役割は河川と下水道です。そこに流れ込む雨量を低減したり遅らせたりすることは貯める機能としての河川の調整池だけでなく、広いグラウンドを持つ学校・公園・駐輪場、各戸住宅や大型施設における流出抑制施設の設置、田んぼや森林などによるグリーンインフラの活用等で担うことができます。

さらに、浸水被害を事前に想定し、ハザードマップ等による住民への周知や学校等への水防啓発などを通じ、住民自らによる防災意識を向上させることにより浸水被害軽減に繋がっていきます。

また、関連して国が中心となり流域自治体、企業などが協働して取り組む各一級水系の治水対策について取りまとめられた「流域治水プロジェクト」が進められており、さらなる連携や協働体制の強化が求められています。

以上のことから、行政による浸水対策の推進だけでなく、市民・事業者も一緒に考え共創し、さまざまな対策を組み合わせることにより、効果的に被害を予防・軽減することが可能となります。

このことを踏まえ、福島市総合治水計画では、「流す」「遅らせる」「準備・回避する」の 3 つの観点で、行政・市民・事業者の役割を明確にするとともに、総合的かつ計画的な浸水被害を予防・軽減する対策について目標や基本的な方針を定めます。本計画を基に、実効的な浸水対策の推進を図り、市民にとって安全安心で住みよいまちづくりに寄与することを目的とします。

【 流域治水の考え方 】

水害対策については、従来から河川と下水道の各々で対策を行ってきましたが、都市部の開発などにより雨水の浸透能力が低下し、これまで以上に河川への雨水の放流が増えてきました。

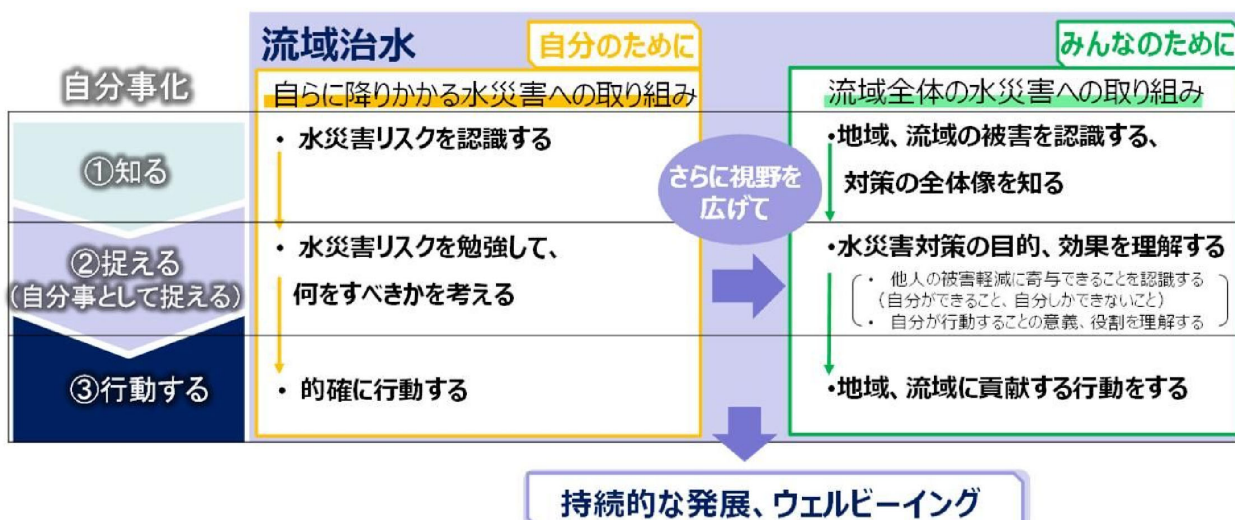
しかし、河川の流下能力を増強させるために大きく効果のある河道の拡幅などの整備は、市街地が河川付近にまで発達しており、とても困難になっています。

そのため、河川や下水道により雨水を“流す”“貯めて遅らせる”“災害に備える・回避する”対策を進め、できるだけ河川への放流量を減らしたり緩やかなものにして、河川の氾濫を防いでいこうというのが、「総合治水」の考え方です。

一方、「流域治水」はこの考え方をさらに高度化し、河川と下水道に加え、流域も一体となって対策を進めていくことを目指しています。近年の気候変動の影響による降雨の激甚化・頻発化は、河川や下水道の整備をはるかに上回る速さで進行し、水害に強い安全なまちづくりを達成することが、費用や時間の面から困難になっています。

このことを踏まえ、浸水被害が生じている地域に住まうもの、働くもの、学ぶものばかりでなく、その上流側の災害リスクが低い地域から被害が生じる地域まで、つながったエリアを一つの流域として捉え、ここで生活する全ての人々が全員参加することを重視し、あらゆる関係者が共創して水害対策に取り組むことが「流域治水」の考え方です。今後は、自分のために行う水災害への取り組みの実践から、さらに視野を広げ、流域全体での取り組みについても知り、自分事として捉え、行動することが重要となってきます。

本計画では、この考え方を取り入れ、流域内のすべての人々が、各々に貢献できることを実践し、すみずみまで水害に安全な流域をつくっていくことを目指します。



出典：国土交通省「水災害を自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす総力戦の流域治水をめざして」提言

【都市型水害】

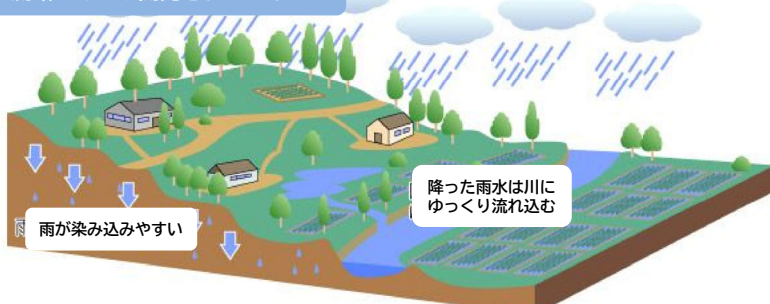
都市部では、地表がアスファルトなどで覆われ雨水が地下に浸透しにくいいため、内水氾濫が起きやすく、浸水被害の多くが内水氾濫によるものです。このような都市部で発生する水害を「都市型水害」といいます。

市街化による宅地化の進展や都市開発により、保水・遊水機能を持つ緑地等の減少が原因となり、排水機能が追いつかないことから、都市型水害による被害が多発するようになりました。

従来の浸水対策のみならず、発展が進む都市部に対応した浸水対策が求められています。

○開発前後の土地利用状況の変化

流域はあまり開発されていない



流域の開発が進み、低地に都市が発達



出典：国土技術政策総合研究所 河川用語集～川のことば～

○森合地区周辺の土地利用状況の変化（1975年頃⇒2023年頃）



1-3 計画の位置づけ

本計画は、「第6次 福島市総合計画 まちづくり基本ビジョン」に定める将来のまちの姿の実現に向け、雨水による浸水被害を予防・軽減する対策について行政・市民・事業者の役割を明確にした総合的な計画を策定するものです。

また、本市は人口減少や高齢化が進行する中、高次の都市機能が総合的に集積する中心拠点と、それぞれの特性に応じた地域拠点を交通ネットワークにより連携させる「コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり」を進めることとしていますが、この取組みと整合する水災害にも強いまちづくりを推進してまいります。

さらに、本計画は防災・まちづくり・環境・農業等に関連する個別計画と連携を図るとともに、国で示す「流域治水プロジェクト」等とも連携してまいります。

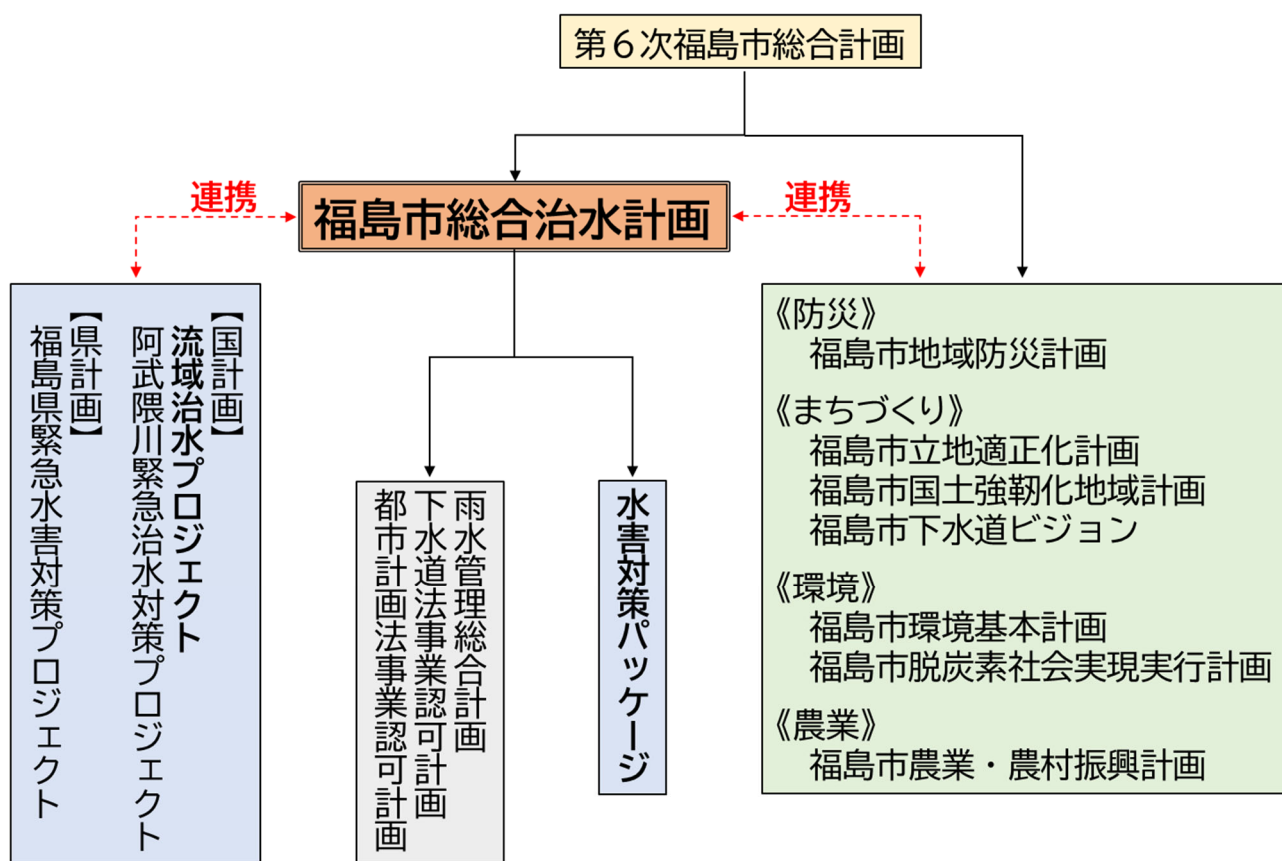


図 1-2 計画の体系図